

# 組合員になられた皆さまへ

当組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金)、福祉事業(保健、貯金、貸付、物資)を行っています。

## 組合員になったら

### ● 組合員証(健康保険証)が交付されます

病気やけが等、医療機関で診療を受けるときに必要になりますので、大切に保管してください。  
医療費の自己負担は3割(70歳未満)で、残りは当組合が負担します。  
組合員証が届いたら、氏名・性別・生年月日等の記載事項に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。

### ● 掛金等を負担することになります

医療保険や厚生年金については事業主の負担金と組合員個人が負担する掛金や保険料で成り立っており、掛金や保険料は毎月の給料と6月・12月の期末手当等から控除されます。  
掛金や保険料の額は標準報酬の月額等に基づき算定されます。  
標準報酬については4ページの「資格取得時決定」をご覧ください。

## 短期給付事業(医療保険)

組合員とその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害などに関する給付を受けられます。

## 長期給付事業(年金)

組合員の退職、障害又は死亡による年金等の給付を受けられます。

## 福祉事業

組合員やその被扶養者の健康と福祉の増進のため、次の事業を行っています。  
組合員証と併せて配付したチラシもご覧ください。

### ◆ 保健事業

各種健診や契約宿泊施設利用への助成、健康セミナーの開催、救急薬品の配付などを行っています。

### ◆ 貯金事業

貯金加入者からの積立金を効率的に運用し、利益を還元しています。

### ◆ 貸付事業

普通、住宅、入学・修学・結婚・葬祭などの貸付けを行っており、組合員期間1年以上となった日から利用できます。

### ◆ 物資事業

#### ● 立替事業

当組合指定店から自動車等を購入した場合、当組合が立替払いし、利用者は給与からの控除により分割して償還できます。

また、割引きを受けられる指定店もあり、組合員となった日から利用できます。

#### ● 遺族付加年金“きずな”

短期給付、長期給付の補完として、主に、万が一(死亡・高度障害)の保障から病気やけがによる入院・手術・長期休職の保障を行う事業です。

5月下旬より募集しますので、ぜひご加入ください。

## 年に一度は健康診断を受けましょう

広報誌「共済だより」は奇数月に発行します

詳しい内容はホームページにも掲載しています。  
ぜひご覧ください。



栃木県市町村職員共済組合

検索

<http://www.tochigi-kyosai.jp/>